

平成29年1月1日(日)施行

男女雇用機会均等法 育児・介護休業法 が改正されます

問合せ 愛知労働局雇用環境・均等部指導課
☎052(219)5509

「男女雇用機会均等法」および「育児・介護休業法」が改正され、平成29年1月1日から施行されます。

育児休業・介護休業の申出ができる有期契約労働者の要件が緩和されたほか、介護休業の分割取得や子の看護休暇・介護休暇の半日単位の取得ができるようになるなど、法律で定める制度はさらに充実します。

また、妊娠・出産や育児休業などの利用に関する言動により、労働者が就業環境を害されることがないよう、防止対策を講じることが事業主へ義務付けられます。

事業主と労働者の皆さんには、改正法の趣旨と内容をご理解いただき、職場における仕事と家庭の両立のための制度と、その制度を利用しやすい環境づくりを進めていただきますようお願いします。

改正法の詳細は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/00130583.html>) で確認できます。

きれいな 地球で 遊びたいね 地球温暖化・大気汚染の 防止にご協力ください

冬は1年中で最も空気が汚れやすい季節です。また、地球温暖化をもたらす二酸化炭素濃度が増え続けています。

家庭でできる小さな心がけで、地球温暖化・大気汚染を防止しましょう。

- ・暖房温度は19℃以下に設定しましょう。
- ・不必要的照明・電気製品の電源をこまめに切りましょう。
- ・無用なアイドリングや、急発進、急加速を避け、エコドライブに努めましょう。
- ・公共交通機関や自転車をできるだけ利用しましょう。
- ・給湯器の設定温度をできるだけ低くしましょう。

問合せ 環境課環境保全係

主な改正のポイント

①介護休業の分割取得

対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として介護休業を分割して取得可能となります。

②介護休暇、子の看護休暇の取得単位の柔軟化

半日(所定労働時間の2分の1)単位での取得が可能となります。

③介護のための所定外労働の制限(残業の免除)を新設

対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限が新設されます。

④介護のための所定労働時間短縮などの措置

介護休業とは別に、利用開始から3年のあいだで2回以上の利用が可能となります。

⑤有期契約労働者の育児休業・介護休業の取得要件の緩和

次の①②の要件を満たせば育児休業、①③の要件を満たせば介護休業の対象となります。

①申出時点で過去1年以上継続し雇用されていること

②子が1歳6か月になるまでのあいだに雇用契約がなくなることが明らかでないこと

③介護休業を取得する日から9か月経過する日までのあいだに雇用契約がなくなることが明らかでないこと

⑥マタハラやパタハラなどの防止措置の新設

事業主は、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業などを理由とする嫌がらせ(マタニティーハラスメントやパタニティーハラスメントなど)を防止する措置を講じることが義務付けられます。

市民憲章実践者の推薦

市民憲章推進協議会では、永年、継続して「あたたかく明るい郷土碧南」をつくることに努めた個人・団体を市民憲章実践者として表彰しています。市民憲章を実践している個人・団体を推薦してください。協議会で選考し、表彰します。

今までに市民憲章実践者表彰を受けた人や当該実践行為について、ほかの団体などから表彰を受けた人は、対象になりません。

実践例 青少年の指導育成、環境美化、奉仕活動、文化の高揚、スポーツを通じた社会貢献など
※活動の頻度および活動期間により、対象とならない場合があります。

申込み 1月27日(金)までに推薦書を地域協働課地域協働係